

香川県指定大窪寺鳥獣保護区計画書（案） 新旧対照表

新	旧
<p>1 鳥獣保護区の概要</p> <p>(3) 鳥獣保護区の存続期間 令和7年11月15日～令和17年11月14日まで（10年間）</p> <p>2 鳥獣保護区の保護に関する指針</p> <p>(2) 指定目的 当該区域は、さぬき市と東かがわ市にまたがる地域で、北には矢筈山、女体山が連なっている。 女体山の南麓には、四国霊場八十八ヶ所の結願の寺として知られる大窪寺があり、四季を通じて数多くの巡礼者（お遍路さん）や観光客が訪れるほか、四国のみち（四国自然歩道）の「小川のせせらぎのみち」と「阿讃山麓のへんろみち」が通っており、ハイカーや行楽客の憩いの場となっている。 県の自然環境保全地域に指定されている区域を含んでおり、「香川県レッドデータブック」に記載された絶滅危惧Ⅰ類のクマタカや絶滅危惧Ⅱ類のミゾゴイ、ハチクマ、アカショウビン、準絶滅危惧種のニホンイタチ等も確認されていることから、豊かな自然が残った野生鳥獣の生息環境として非常に恵まれた地域であることから、鳥獣保護区及び特別保護地区に指定し、その保全を図る。 なお、当該区域は、昭和60年から鳥獣保護区に指定しており、この度、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣保護区として更新及び特別保護地区として指定するものである。</p> <p>3 鳥獣保護区（特別保護地区）の面積内訳 鳥獣保護区 ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域 自然環境保全法による地域 12ha 砂防法による地域 砂防指定地 1.03ha</p> <p>4 更新する区域における鳥獣の生息状況</p> <p>(1) 当該区域の概要 エ 動物相の概要 34科83種の鳥類、9科13種の獣類の生息が確認されている。</p>	<p>1 鳥獣保護区の概要</p> <p>(3) 鳥獣保護区の存続期間 平成27年11月15日～平成37年11月14日まで（10年間）</p> <p>2 鳥獣保護区の保護に関する指針</p> <p>(2) 指定目的 当該区域は、さぬき市と東かがわ市にまたがる地域で、北には矢筈山、女体山が連なっている。 女体山の南麓には、四国霊場八十八ヶ所の結願の寺として知られる大窪寺があり、四季を通じて数多くの巡礼者（お遍路さん）や観光客が訪れるほか、四国のみち（四国自然歩道）の「小川のせせらぎのみち」と「阿讃山麓のへんろみち」が通っており、ハイカーや行楽客の憩いの場となっている。 鳥類では、「香川県レッドデータブック」に記載された絶滅危惧Ⅰ類のサシバや絶滅危惧Ⅱ類のハヤブサが、哺乳類では準絶滅危惧のニホンイタチやアナグマが確認されているなど、豊かな自然が残った野生鳥獣の生息環境として非常に恵まれた地域であり、また、県の自然環境保全地域に指定されている区域を含んでいることから、鳥獣保護区及び特別保護地区に指定し、その保全を図る。 なお、当該区域は、昭和60年から鳥獣保護区に指定しており、この度、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣保護区として更新及び特別保護地区として指定するものである。</p> <p>3 鳥獣保護区（特別保護地区）の面積内訳 鳥獣保護区 ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域 自然環境保全法による地域 12ha</p> <p>4 更新する区域における鳥獣の生息状況</p> <p>(1) 当該区域の概要 エ 動物相の概要 31科75種の鳥類、7科11種の獣類の生息が確認されている。</p>

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表1のとおり

※追加 コウノトリ、ダイサギ、クマタカ、リュウキュウサンショウクイ、コガラ、ムギマキ、ハギマシコ、ソウシチョウ

イ 獣類

別表2のとおり

※名称変更 チョウセンイタチ→シベリアイタチ

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域内において、農林水産業及び生活環境被害を防止するため、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ等について、有害鳥獣捕獲許可申請が出されており、許可をしている。

6 施設整備に関する事項

(1) 鳥獣保護区用制札 19本

(2) 特別保護地区用制札 7本

8 参考事項

(1)当初指定 昭和60年11月15日～平成7年11月14日

(2)経緯 平成7年11月15日～平成17年11月14日 (存続期間の更新・指定)

平成17年11月15日～平成27年11月14日 (存続期間の更新・区域縮小・指定)

平成27年11月15日～令和7年11月14日 (存続期間の更新・指定)

※ 昭和46年11月1日～昭和60年11月15日まで銃猟禁止区域に指定

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

ヤマドリ、キジ、コジュケイ、キジバト、アオバト、ドバト、ミゾゴイ、アオサギ、ホトトギス、ツツドリ、カッコウ、ヨタカ、アマツバメ、ミサゴ、ハチクマ、トビ、ツミ、ハイタカ、サシバ、ノスリ、オオコノハズク、フクロウ、アオバズク、アカショウビン、コゲラ、アオゲラ、ハヤブサ、サンショウクイ、サンコウチョウ、モズ、カケス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、キクイタダキ、ヤマガラ、ヒガラ、シジュウカラ、ツバメ、ヒヨドリ、ウグイス、ヤブサメ、エナガ、センダイムシクイ、メジロ、ミソサザイ、トラツグミ、クロツグミ、マミチャジナイ、シロハラ、ツグミ、コマドリ、ルリビタキ、ジョウビタキ、エゾビタキ、コサメビタキ、キビタキ、オオルリ、カヤクグリ、スズメ、キセキレイ、ハクセキレイ、セグロセキレイ、ビンズイ、アトリ、カワラヒワ、マヒワ、ベニマシコ、ウソ、シメ、イカル、ホオジロ、カシラダカ、ミヤマホオジロ、アオジ、クロジ (31科75種)

イ 獣類

ニホンザル、ノウサギ、ムササビ、キツネ、タヌキ、テン、ニホンイタチ、チョウセンイタチ、アナグマ、アライグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ (9科13種)

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域において、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、アライグマ、ハクビシン、カラス類、カワウによる農業・生活環境被害等のため、有害鳥獣捕獲許可申請が出されており、許可をしている。

6 施設整備に関する事項

(1) 鳥獣保護区用制札 20本

(2) 特別保護地区用制札 12本

8 参考事項

(1)当初指定 昭和60年11月15日

(2)経緯 昭和60年11月15日～昭和70年10月14日 (指定)

平成7年11月15日～平成17年11月14日 (指定 (存続期間の更新))

平成17年11月15日～平成27年11月14日 (指定 (存続期間の更新))

昭和46年11月1日～昭和60年11月15日まで銃猟禁止区域に指定